



# 中国における個人情報の越境移転に関する

**Q** 中国では最近、個人情報の越境移転をめぐる、規定やガイドラインが次々と公布されているようですが、具体的にどのような規制ですか。また、どのように対応すればよいですか。

**A** 中国では、2022年後半から、個人情報越境移転のための前提たる手段、いわば中国当局による安全評価、専門機関による安全認証および標準契約書をめぐる立法活動が進み、関連する規定（案）などが相次いで公表され、個人情報越境移転に対する規制はより明確になりました。それに伴い、個人情報越境移転のコンプライアンスリスクは確実に高まっています。適時に相応の措置を執れるようにするために、自社の個人情報取扱状況をモニタリングし、各越境移転ルートの特長・デメリットを比較し、自社にふさわしいルートを検討することが無難であると考えられます。

## 1. 越境移転規制の概要

中国では、個人情報を含むデータの越境移転については、サイバーセキュリティ法、データ安全法、個人情報保護法（以下「PIPL」）というデータ領域の三つの基本法、および「個人情報安全規範」<sup>注1</sup>、「自動車データ安全管理若干規定（試行）」等の国家基準やガイドラインにより規制されています。

そのうち、PIPLは、初めて個人情報取扱者が個人情報の越境移転を行うために講じるべき前提たる手段を定め（同38条1項）、当局による安全評価、専門機関による安全認証および標準契約書の締結という越境移転の三つのルートを明確にしました。

### PIPL38条1項

個人情報取扱者が業務等の必要により、中華人民共和国国外に個人情報を提供する明確な必要性がある場合には、個人情報取扱者は以下のいずれかの条件を満たさなければならない。

- ① 40条の定めにより国家ネットワーク情報部門が手配した安全評価に合格していること
- ② 国家インターネット情報部門の規定に従って専門機関による個人情報保護の認証を受けていること
- ③ 国家インターネット情報部門の定めた標準契約書に従って国外の受取先と契約を締結し、双方の権利と義務を取決めていること
- ④ 法律、行政法規または国家インターネット情報部門が定めるその他の条件を満たしていること

その上、個人情報取扱者は、個人情報主体に必要な事項を告知し（PIPL17条、30条および39条）、個人情報主体の個別的同意を取得し（PIPL39条）、越境移転の前に個人情報保護影響評価を行い、関連記録を保存する（PIPL55条）義務が定められています。

## 2. 最近の動向—安全評価・安全認証・標準契約書に関する規定（案）の公表

しかし、長きにわたり、PIPLに言及された安全評価、安全認証および標準契約書について詳細に定めた法令は公布され

ておらず、対応しにくいところです。

そのような中、22年6月以降、安全評価、安全認証および標準契約書に関する規定などの制定・意見募集が進み、表1の関連法規が公表されました。

### (1) 当局による安全評価

「データ越境移転安全評価弁法」（以下「安全評価弁法」）は越境移転に係る安全評価の適用範囲、申告手続きおよび申告書類などを定めています。

適用範囲について、①データ取扱者が重要データを中国国外に提供する場合、②重要情報インフラの運営者<sup>注2</sup>（以下「CIIO」）または100万人以上の個人情報を取り扱うデータ取扱者が中国国外に個人情報を提供する場合、③22年1月1日以降、累計で10万人分の個人情報または1万人分のセンシティブ個人情報を中国国外に提供したデータ取扱者が中国国外に個人情報を提供する場合、のいずれかの状況に該当する場合、所在地における省レベルのインターネット情報機関を通じて国家インターネット情報機関に越境移転安全評価を申告しなければならないとされています（安全評価弁法4条）。

また、申告手続きに関して、越境移転安全評価を申告する際に、①申告書、②越境移転リスク自己評価報告書、③データ取扱者が中国国外の移転先と締結する予定の法律文書、④その他の書類を提出しなければならないとされています（安全評価弁法6条）。特に前記③の法律文書について、法律文書に含まれるべき内容が列挙され<sup>注3</sup>、個人情報越境移転に関する標準契約書の作成の際に参考になるものと考えられます。

なお、データ越境移転安全評価の結果は2年間有効とされ、有効期間が終了、または有効期間内に評価対象に変化が生じた場合、再び安全評価を申告する必要があります（安全評価弁法14条）。

22年12月末現在、北京市、上海市、浙江省、江蘇省、山東省などの複数の地方インターネット情報部門は安全評価申告に関する相談を受け、企業の申告活動を支援しています。

### (2) 専門機関による安全認証

「個人情報保護認証実施規則」（以下「認証規則」）は、個人情報取扱者による個人情報の収集、保管、使用、加工、転送、提供、公開、削除および越境移転に適用し、安全認証の認証基準、規制モード<sup>注4</sup>、認証プロセス<sup>注5</sup>などを定めていま

# る規制の最新動向

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業  
 外国法事務弁護士 シニアパートナー 範国輝  
 博士(経済法) 中国律師 徐 楊

表 1 関連法規

前提手段	関連法規	制定・起案機関	公表・施行日	備考
安全評価	データ越境移転安全評価弁法	国家インターネット情報弁公室(以下「CAC」)	22年9月1日施行	部門規則 <sup>注1</sup>
	データ越境移転安全評価申告ガイドライン(第1版)	CAC	22年9月1日施行	部門規則
安全認証	個人情報保護認証実施規則	国家市場監督管理総局およびCAC	22年11月4日施行	部門規則
	個人情報越境取扱活動安全認証規範 V2.0	全国情報安全標準化技術委員会	22年12月16日施行 <sup>注2</sup>	実務規範(法的強制力はない)
標準契約書	個人情報越境移転標準契約書規定(案)	CAC	22年6月30日～7月29日意見募集	-

(注1) 日本の「省令」に相当  
 (注2) 個人情報越境取扱活動安全認証規範第1版(22年6月24日施行)  
 (出所) 筆者作成

置を取れるようにするために、自社の個人情報取扱状況をモニタリングしながら、越境移転の各ルート<sup>注1</sup>の適用要件およびそれぞれのメリット・デメリットを早めに検討することが無難であると考えられます。

注1: 個人情報安全規範(全国情報安全標準化技術委員会、20年10月1日改正)は国レベルの推奨基準であ

り、法的強制力のないものであるが、企業によって自身の個人情報取扱活動に適用されるとともに、主管部門、第三者評価機関等による個人情報取扱活動の監督、管理、評価活動にも適用されている。

注2: CIOとは、公共通信、情報サービス、エネルギー、交通、水道、金融、公共サービスおよび電子政務等の重要な業界分野、ならびに、破壊、機能喪失またはデータ漏洩により国の安全、国の経済および国民の生活、公共の利益に深刻な危害が及ぶおそれのあるその他の重要情報インフラの運営者を指すとされています(サイバーセキュリティ法31条)。中国事業を抱える日本企業は、一般的にCIOにあらず、この点は紙幅の関係から割愛します。

注3: 例えば、越境移転の目的、方法およびデータの範囲、中国国外の移転先におけるデータ取扱の用途・方法、データの中国国外における保存場所、期間および保存期間が満了し、取決め目的が完了し、または法律文書が終了した後における中国国外移転したデータの取扱措置、中国国外の移転先が国外移転したデータをその他の組織、個人に再移転することを制限する条項、中国国外の移転先が、実質的支配権または経営範囲に実質的変化が生じた場合、または所在国、地域の法律に変化が生じたことによりデータ安全保障が難しくなった場合に講じるべき安全措置など(安全評価弁法9条)。

### (3) 標準契約書

注4: 技術検証 + 現場審査 + 認証後の監督という規制モードを指す(認証規則3条)。  
 注5: 認証委託→技術検証→現場審査→認証結果評価と許認可→認証後の監督というプロセスを指す(認証規則4条)。  
 注6: 国家市場監督管理総局およびCACは、認証規則を公布する公告において、個人情報保護認証をもって、個人情報取扱者が安全認証を通じて個人情報保護能力を向上することを奨励すると述べた([http://www.cnca.gov.cn/zw/lhgg/202211/t20221118\\_66482.shtml](http://www.cnca.gov.cn/zw/lhgg/202211/t20221118_66482.shtml))。  
 注7: 例えば、移転元と移転先の基本情報、越境移転の目的および個人情報の類型・範囲、個人情報主体の権益を保護するための措置、移転先による認証機構の監督を受け入れる旨の承諾、移転先による個人情報保護に関する中国法の管轄を受け入れる旨の承諾など。  
 注8: 安全評価弁法の適用範囲に該当しない個人情報取扱者に限定。

「個人情報越境移転標準契約書規定(案)」は、越境移転の場合に中国国外の移転先と締結する契約に盛り込むべき項目に限らず、それらの項目をどの程度まで定めるべきかなどの具体的な内容も規定し、さらに、標準契約書雛型も付属文書として添付しています。  
 当該標準契約書雛型には、GDPRのSCCを参考にした条項が多く存在し、SCCに準拠している企業にとって着手しやすいかと思いますが、当該雛型を適用できる個人情報取扱者が限定されている<sup>注8</sup>など、中国独自の規制も存在しています。今後、関連規定の正式版の公布および実際の運用動向を注視する必要があると考えられます。

## 3. 対応策

安全評価、安全認証および標準契約書に関する規定(案)の公表により、中国における個人情報越境移転に対する規制が明確になりました。さらに、各地の監督部門は相談窓口を開設し、企業の活動を支援していて、個人情報越境移転のコンプライアンスリスクはより確実になっています。確かに実際の運用について未知数のところがありますが、適時に相応の措